

台風騒ぎで初の例会中止

7月例会はあいにくの台風接近で、夕方になっても強風吹き止まず遂に中止の止むなきにいたり残念でした。強行すればやれないことはなかったのですが、ご年配の方がおおく出席者も限られることから、中止いたしました。折角楽しみにしていただいた例会ですが、台風には勝てません。今年は台風と大雨の当たり年、8月例会の無事を祈るのみです。なお台風で例会が中止になったのは殆ど記憶にありませんので、近年初めてではないかと思われまます。

OMC映像フェスティバル 11月30日に延期

OMC映像フェスティバルは、前月号で11月9日(日)を予定と書きましたが、阿倍野市民学習センター講堂の予約がとれずに、やむなく30日(日)午後開催に決まりました。準備期間が延びましたので、その分作品の方もじっくりと取り組めると思いますので、どうぞいい作品を目指してください。

このところ往年のOMCの公開映写会にくらべて質的に落ちてきたのではないかと、という声もあります。ここで、やはり伝統のOMCの作品だけにレベルが高い、という評価を受けたいものです。そのためには候補作品は未完成でも構いませんからどしどし例会に持ってきて皆さんの助言や批評を受けてください。

■安居ご夫妻そろって東京アマチュア映像コンテストに上位入賞されました。おめでとうございます。

安居利次氏「どろんこ遊び」、良枝さん「道」が入賞作品です。

■大阪市立中央図書館との共催による大阪アマチュア映像祭にOMCからの出品候補作品は、前田氏「平野の印象」、安居氏「どろんこ遊び」、合原氏「ニーハオ雲南」の3本を予定しています。このうち何本が選ばれるかは、24日の選定会の結果によります。(合原記)

8月例会のお知らせ

8月例会は23日(第4土曜日)午後6時より、阿倍野市民学習センター(あべのベルタ3階)で開催します。残暑厳しですが、会場は冷房が効いています。避暑方にどうぞ二次会も楽しい例会へお出かけ下さい作品の方もどうぞよろしく願います。

デジタル録画の著作権保護という日本
経済新聞(6月27日付/日刊)の一
面見出しに、目を奪われた読者もいるだろ
う。そう、このことを待望の「据置型デ
ジタルVTR発売」の行く末を占う最大要
素、懸案の課題なのである。

DVカメラが登場して丸2年。我々はデ
ジタルVTRが発売されない異常な状況を
「片肺飛行」と呼んできた。一方でデジタ
ルビデオカメラはアナログカメラを凌駕す
る勢いで売れ、巷にDVカメラは溢れたが
その(または別の)フォーマットでカメラ
素材の編集に供すべきデジタルVTRは、
未だ発売に至っていない。理由は、このデ
ジタル録画の著作権保護なのだ。

据置型デジタルVTR発売の方向に動き出した著作権問題 課題はあるものの、交渉が実れば、今年中に登場の予感

『今年中に商品化の見込み』は どこまで信憑性があるか

て件の記事の大意は、①松下電器
ソニーなど大手電気九社と、NHK、
日本映像ソフト協会などソフト著作権関係
十五団体が、デジタル機器での私的録画を
対象にした著作権保護策を合意した。②同
メーカーが利用者の私的録画の対価を「補
償金」の形で価格に上乗せし著作権団体に
分配する。③今回の合意を受けて、ソニー
はデジタル方式の据置型VTRを年内にも
商品化し、他社も追随する見込みという
もの。本誌では、早速、メーカー、著作権
団体双方にインタビューし、事実関係を確

かめた。前「取材先は複数。ただし、審
議継続状態につき、匿名。後者の取材先は
「私的録画委員会委員長」でNHK、放送
事業局、著作権・契約部エグゼクティブ・
ディレクター射場俊郎(いばとしよう)氏。
双方の話を総合すると、①については、
メーカー側から、ソフトや放送波に付加し
た信号によって、コピーを世代的にコント
ロールできるCGMS方式と、同じく信号
によってコピーを禁止できる疑似シンプ
ルス方式の、2種類のシステムが提案され
権利者側と協議を重ねた結果、5月末、こ
のシステムを産産省の標準情報(TR)制
度に提案することで合意したということ。
これによって権利者側は、家庭での録画を

ただし、実際の交渉はこれから
。また、補償金制度を実現するためには、
私的録画補償金管理協会(仮称)を設立し
なければならぬが、6月末現時点では、
まだそれは存在しない。
③は、状況からの観測であって、見込み
とあるように決定ではない。ただし、交渉
の進捗状況では、十分に可能性のある話と
するのが自然ではないか。
言うなれば欧州式を採用し
打開策が見えてきた

事 実関係は以上だが、懸案であったデ
ジタル機器による私的録画という、
これまでは先の見えない長いトンネルに、
やっと出口の光明が見えてきたのは言うま
でもない。当面の課題は②の補償金で、こ
の料率の方式に最大の綱引きがあるのは想
像に難くないが、むしろ、これは次のステ
ップまで見えてきた、とも解釈できる。
何より、メーカー側としてもユーザーか
らも強く望まれる商品を早期に出したいし、
著作権側も音楽の分野で一定の制度確立を
したデジタル関連の補償金制度を、録画の
分野でも成立させておきたいという事情が
ある。狙いは様々だが、著作権課題の解決に
向かって双方が積極的なのは明るいニュー
スだろう。
これまで日本のメーカー側は、アメリカ
の著作権問題解決方法に注目してきたこと

コントロールできることになる。
②については、著作権法によって、私的
使用の目的でデジタル方式の録画を行なう
者(ユーザー)は、補償金を権利者側に支
払うことが義務付けられている。また、録
画機器や記録媒体のメーカーや輸入業者は、
補償金の徴収に協力することを義務付けら
れている。つまり、平成4年に私的録画補
償金制度が法制化された時から、補償金は、
録画機器などに上乗せして徴収することに
なっていて、これは新たな合意ではない。
要は、コピーコントロールについて、権
利者側とメーカー側が合意したこと、補
償金の額や料率を、権利者側とメーカー側
が協議するための前提が整ったということ。

は否めない。その米国流は、コピー禁止/
制限の機構を搭載して、補償金については
触れない方針を示していた。しかし、コピ
ー制限機能を事実上無効化するコンピュー
タという抜け道に、この方策は頓挫。未だ
に、解決の目的が立たない。
今 回、日本のメーカーが方針転換して
新たに目指したのは、EUSTAYL
欧州流だ。ここでは、ハードはコピーガ
ード対応をしながら、同時に伝統の課金制度
(レビ)で、デジタル録画に1年前から対
応した。課金、補償金と日本語としてのニ
ュアンスは異なるものの、一部、著作物の
将来のために使われる資金を支払うという
精神は同じで、この方針の転換が、現状の
打開に貢献したと見る向きが多い。
ただ、今後の課題である補償金での合意
と、具体的な対象品目の政令指定、補償金
管理協会の設立と文化庁長官の指定など、
越えるべきハードルは残っている。また、
それに関連して、コンピュータの様なデジ
タル録画もできるが、録画機に限定できな
い汎用機材の扱いをどうするか、この辺り
にも頭の痛い課題は残っている。

▼デジタル録画の著作権に、入れた
6月27日付・日経新聞一面コピー